

2021年8月25日

国際協力銀行（JBIC）  
総裁 前田匡史様  
日本貿易保険（NEXI）  
代表取締役社長 黒田篤郎様

## 環境社会配慮ガイドライン改訂コンサルテーション における追加論点の提出

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）  
国際環境NGO FoE Japan  
メコン・ウォッチ

環境社会配慮ガイドライン改訂コンサルテーションにおける追加論点として、以下の点を提出させていただきます。

現行JBICガイドライン該当箇所	第二部2. カテゴリAに必要な環境社会影響評価報告書
テーマ	情報公開
論点（NGO提言）	JBIC/NEXIは「カテゴリAに必要な環境社会影響評価報告書」の原則のひとつに、当該文書において影響評価のみならず、回避・緩和策についても含めることを明記すること。
NGOの考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現行ガイドライン第2部1において「環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていないと規定されている。また、第2部2のカテゴリAに必要な環境影響評価報告書において、OECDコモンアプローチに規定される事項が記述されることが望ましいとされており、その中には緩和策等が含まれている。</li><li>● 現在JBICが融資検討中の豪州バロッサガス開発事業では、回避・緩和策が含まれている Environmental Plan（EP）は環境レビュー上不要の文書であり、環境影響評価報告書ではないとして公開されていない。</li><li>● 環境影響評価報告書には回避・緩和策が含まれていなくてもよいとする間違った解釈を是正するためには、第2部1の記載に加えて、第2部2でも明示する必要がある。</li></ul>

### 本件に関する問い合わせ先：

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺  
tanabe@jacses.org